

菊川市立中学校部活動に係る活動方針

菊川市立菊川東中学校

1 部活動の目標

- (1) 技術の向上、体力の増進、健全な精神（たくましく・しなやかな心）の涵養をはかり、生徒の個性を伸長させる。
- (2) 共通の目的意識のもとで活動することにより、仲間との連帯感・協調性を養う。

2 活動日等の設定基準

(1) 活動日

ア 常時活動

- (ア) 平日：週3日（原則として火曜日、木曜日、金曜日）とする。
- (イ) 週休日：原則として、土曜日又は日曜日、どちらか1日とする。
- (ウ) 3日以上の変休で大会等に参加する場合であっても、必ず休養日を設ける。

イ 長期休業中の活動

- (ア) 校長は、生徒にとって無理のない適切な活動計画であることを確認し、許可をする。
- (イ) 一定期間部活動を休止する期間を設ける。
- (ウ) 土、日曜日は、大会以外は原則として行わないこととする。

ウ 大会（中体連・中文連及び関連する各種団体の主催大会）期間中の活動

大会日程等から土日両方とも活動した場合は、代わりの休養を設定する。

(2) 活動時間等

ア 部活動は、必ず指導者（教員または指導員）の監督指導の下で実施し、学校で定められている下校時刻までの活動とする。

イ 常時活動は、活動日の年間の平均で、活動時間が平日2時間、休日3時間を超えないようにする。（大会は別とし、準備片付けは含まれない）

ウ 活動及び活動場所については月毎に計画を校長に提出する。（大会については要項を添付する）

3 指導上の留意点について

- (1) 学校教育活動の一環としての部活動の意義を正しく理解し、勝敗などに偏った指導にならないように努める。
- (2) 体罰や暴言は、生徒の人権を侵害する違法な行為であり、学校教育に対する信頼を失う行為であるので、これらの行為は全て禁止とする。
- (3) 生徒の発達段階や健康の状態、気温等の環境を考慮し、指導内容や練習時間、水分

補給や休息時間等を設定する。また、用具や施設の点検、管理等を行い、生徒の安全確保に万全を期する。

- (4) 部活動の目的が、保護者によく理解されるよう啓発を図る。
- (5) 生徒のニーズを把握し、要望に応じた工夫改善を行う。
- (6) 外部指導員に関することについては、小笠中体連で定められた規定にそって、適正に行う。

4 その他

- (1) 活動方針は、菊川市ガイドラインや本校の実態に合わせ、必要に応じて見直しを図る。
- (2) 菊川市立中学校部活動ガイドライン（菊川市教育委員会作成）が菊川市教育委員会ホームページ等に公表されています。詳しくはそちらを御覧ください。
- (3) コロナ感染症拡大防止に係る対策は、徹底して取り組むとともに、状況に応じて市教育委員会と連携して対応する。